平成２１年（フ）第１２６号
愛媛県宇和島市伊吹町24番地２
債務者　音地　京子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８４号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1245番地11
債務者　田原　　稔
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第９１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師4953番地29
債務者　吉川　英典
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第９８号
福岡県飯塚市宮町10番21号、前住所福岡県嘉麻市鴨生367番地27
債務者　川平伊都子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１２号
福岡県飯塚市伊岐須877番地１　二瀬コーポ202号
債務者　田代　真弓（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３２２号
福岡県うきは市浮羽町高見1554番地
債務者　宮崎　　泉
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３３５号
福岡県久留米市津福今町477番地96　津福今町団地２棟403号、住民票上の住所熊本県荒尾市荒尾1674番地
債務者　石田　和美
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２７号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1899番地の10
債務者　鈴木　森男
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第３４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4443番地４
債務者　藤井　一成
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１１５号
福岡県田川郡福智町神崎1098番地１
債務者　田端　美樹（旧姓春本）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１１７号
福岡県田川郡川崎町大字田原218番地の１
債務者　渡部　美香
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４８号
大分県杵築市大字奈多194－６メゾン奈多Ａ－206、住民票上の住所福岡県嘉麻市上臼井1161番地１
債務者　福田　英治
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
大分県速見郡日出町大字川崎3953番地
債務者　笠置美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
宮崎市吉村町北原甲1459番地１　ニューフォンティーヌＣ－５号
債務者　小城　和子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田8835番地56
債務者　緒方　経男
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７７号
宮崎県都城市志比田町9487番地１　田園調布１号、前住所宮崎県都城市都北町5428番地４
債務者　三原　理子（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１２４号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1084番地13　ザ・ガーデン624－Ｄ号室
債務者　坂元柳太郎
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
鹿児島県霧島市溝辺町三縄857番地７
債務者　馬渡　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係